

宮城県公報

発行
宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

告示

○指定管理者の指定（四件）	（自然保護課）	一
○指定管理者の指定	（長寿社会政策課）	二
○指定管理者の指定	（子育て支援課）	二
○指定管理者の指定	（障害福祉課）	二
○指定管理者の指定	（観光課）	二
○指定管理者の指定（四件）	（水産業基盤整備課）	二
○指定管理者の指定（二件）	（都市計画課）	三
○指定管理者の指定	（下水道課）	四
○指定管理者の指定の期間の変更（三件）	（同）	四
○指定管理者の指定の期間の変更	（住宅課）	四
○指定管理者の指定（五件）		四

告示

○宮城県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

一 公の施設の名称

宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター

宮城県知事 村井嘉浩

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

一 公の施設の名称

宮城県クレー射撃場

二 指定した団体の名称及び所在地

社団法人宮城県猟友会

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号宮城県仙台合同庁舎内

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

一 公の施設の名称

宮城県民の森

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

<p>指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県昭和万葉の森</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 株式会社万葉まちづくりセンター 黒川郡大衡村松の平三丁目四番三十四号</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第四十三号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県介護研修センター</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 仙台市青葉区上杉一丁目一番二番二号</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第四十四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県母子福祉センター</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 財団法人宮城県母子福祉連合会</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第四十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県援護寮</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 仙台市青葉区上杉一丁目一番三番三号</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第四十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 松島公園（駐車場）</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 太平ビルサービス株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第四十七号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p>	<p>仙台市宮城野区安養寺三丁目七番二号</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
--	----------------------	--	--

<p>一 公の施設の名称 気仙沼漁港の駐車場</p> <p>二 指定した団体の名称 気仙沼市</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第四十八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 磯崎漁港の指定施設</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 宮城県漁業協同組合 石巻市開成一番二十七</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第四十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 桂島漁港の指定施設</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 宮城県漁業協同組合 石巻市開成一番二十七</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>○宮城県告示第五十号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 塩釜漁港の指定施設（釜の淵泊地）</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 塩釜市漁業協同組合 塩竈市新浜町三丁目三十番十七号</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第五十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場以外の施設）</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 東洋緑化株式会社 仙台市青葉区柏木一丁目一番八号ポラリスビル2F</p> <p>三 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第五十二号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十四年一月十七日</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
---	----------------------	--	----------------------

一 公の施設の名称

加瀬沼公園

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区中央四丁目六番一号

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道

二 指定した団体の名称及び所在地

石垣メンテナンス株式会社

東京都中央区京橋一丁目一番一号

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十四号

平成二十一年宮城県告示第四十三号（指定管理者の指定）で告示した仙塩流域下水道の指定管理者について、その指定の期間を次のとおり変更した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 後	平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
変 更 前	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十五号

平成二十一年宮城県告示第四十四号（指定管理者の指定）で告示した阿武隈川下流域下水道の指定管理者について、その指定の期間を次のとおり変更した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 後	平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
変 更 前	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十六号

平成二十一年宮城県告示第四十六号（指定管理者の指定）で告示した北上川下流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流東部流域下水道の指定管理者について、その指定の期間を次のとおり変更した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 後	平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
変 更 前	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十七号

平成二十一年宮城県告示第四十七号（指定管理者の指定）で告示した普通県営住宅及び共同施設（県営名取田高住宅、県営名取飯野坂住宅、県営名取名取が丘四丁目住宅、県営名取谷津山住宅、県営名取手倉田第二住宅、県営名取増田住宅、県営岩沼亀塚住宅、県営岩沼相の原住宅、県営岩沼千貫住宅及び県営巨理下茨田住宅）、改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場の指定管理者について、その指定の期間を次のとおり変更した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 後	平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
変 更 前	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場以外の施設）

二 指定した団体の名称等

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番地一

美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

ミズノスポーツサービス株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）

二 指定した団体の名称等

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番地一

美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

ミズノスポーツサービス株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県仙南総合プール

二 指定した団体の名称等

1 名称

陽光セントラル共同企業体

2 構成員の名称及び所在地

陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目二十一番二号

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県長沼ボート場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県ボート協会

石巻市田道町一丁目六番十八号

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十四年一月十七日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）

二 指定した団体の名称等

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番地一

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目二十一番二号

三 指定期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで